



# みんなで作ろう まちの基本ルール

## 市民懇話会で検討をすすめています

4月15日、第5回市民懇話会を開催しました。  
これまでの検討内容をふまえ、自治基本条例をつくらうとする意義について意見交換を重ね、条例をつくる背景、その心構えや決意を「前文」として示そうと議論しています。その内容をお知らせします。

### 自治基本条例が果たす役割 ～懇話会での意見交換から～

#### 名寄の地域特性を

#### 次世代に引き継ぐために

北国の厳しい自然は、人に優しさと智恵をもたらしてきました。

この地に暮らす私たちは、先人から受け継いだ宝である優しさや智恵を生かして、自然と共生し、人にやさしいまちを未来を担う子や孫たちに引き継いでいかなければならないと思います。

市民一人ひとりが、そうした思いを持つことを願い、まちづくりの主役は市民一人ひとりであるとの自覚を促すきっかけになると考えます。

#### 市民一人ひとりが 主役であるために

「名寄市のことは私たち自身が決定しまちをつくらう」という「意思を明らかにする必要がある」と考えます。そのなかで市民の役割とはどういうものか、行政の役割はどうあるべきか、また議会の役割をそれぞれが共有し、連携、協力

してまちづくりを進めていかなければならないと思います。そのために必要なルールを条例で定めようとしています。

また、名寄市は国や北海道と対等な関係であるということも忘れてはいけないことだと思います。国や北海道と連携、協力することはもちろんですが、名寄市が独立した自治体として主体的にまちづくりに取り組む自治、自立の理念を持つことが必要だと思います。

#### これからの検討は

これから自治基本条例に盛り込む具体的な内容について検討を行います。市民が主役のまちづくりを確立するために必要な考え方や仕組み、さらに市民の役割、議会の行政の役割などを「まちの基本ルール」として盛り込みたいと考えています。

出前トークメニューに「自治基本条例って何だろう」を追加しました。ぜひご利用ください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係（市役所名寄庁舎3階） ☎ 01654 2111（内線3313）  
E-mail ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp



### 今「地球環境」を考える… シリーズ第3弾

地球温暖化による、地球や人間への影響は様々で、世界各地で、温暖化防止対策の協議が行われています。

また、地球温暖化を防止するための条約も作られていて、日本で行われているものが、「京都議定書」です。

内容は、世界各国の温室効果ガスの削減目標を定めたものですが、京都議定書によって排出削減される温室効果ガスの量は、地球温暖化の影響として考えられている量に比べるとわずかなものです。

しかしながら、温室効果ガスの排出削減をしなければ、これからの地球に多大な悪影響を与えてしまうことも確かです。

京都議定書を基本に、世界中で温室効果ガスを減らし、地球温暖化防止に向けた努力をしていきたいと思います。

ライフスタイルを少し改めるだけで、温暖化対策につながる取り組みとして、次のようなことが考えられます。

無駄なアイドリングをやめる  
法定速度を守る

タイヤの空気圧を適正にする  
無駄な荷物を積まない

空吹かしはやめる

急発進・急加速・急ブレーキをやめる

適正な車間距離を保つ

違法駐車をやめる

公共交通機関を利用する

暖房は1度低く、冷房は1度高く設定する

電化製品等の待機電力をストップする

シャワーの時間を1回1分減らす

風呂の残り湯を洗濯等に再利用する

炊飯ジャーの保温を止める

できるだけ家族が同じ部屋で過ごすようにする

マイバッグを利用し、過剰包装のものをさける

テレビを見る時間を減らす

これらを実施することにより、年間1トン近くの二酸化炭素を削減し、4万円以上の経費を節約することができます。

家庭でできる温暖化対策として、5月には一覧表のパンフ等を広報と一緒に配布させていただきます。

同封の環境家計簿は家庭での省エネ・節約にも大いに役立ちます。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ 生活環境課生活環境係 ☎ 01654 2111（内線3122）